官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通一〇九）　二
〔法規的告示〕
○特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法の一部を改正する件（公正取引委一）　二
〔その他告示〕
○マレーシア政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する日本国政府とマレーシア政府との間の書簡の交換に関する件（外務四三四）　二
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一六九九～一七〇五）　三
○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令第十六条第一項第二号の規定に基づき農林水産大臣が指定する者を指定した件の一部を改正する件（同一七〇六）　五
○火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する告示（経済産業一六五）　六
○高速自動車国道に関する件（国土交通一〇一〇）　六
○都市計画に関する件（近畿地方整備局一〇六、一〇七）　六
○道路に関する件（四国地方整備局六二、六三）　六
○道路に関する件（九州地方整備局一二四）　六
〔国会事項〕
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　七
〔叙位・叙勲〕　六
〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕
官庁事項　七
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（秋田労働局最低賃金公示三、新潟同二、石川同二～四、岐阜同二、愛知同二・三、島根同四）　七
国家試験
令和八年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験の試験場（公認会計士・監査審査会）　八
〔公　告〕　八
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一三三）　八
諸事項
官庁
裁定表記載、三養基土地改良区役員の退任、建設業の許可の取消処分関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　二七

省　令

○国土交通省令第百九号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第六条第一項に基づき、自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月十四日

国土交通大臣　金子　恭之

自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（令和五年国土交通省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（法第四条第一項の主務省令で定める作成）	（法第四条第一項の主務省令で定める作成）
第五条　法第四条第一項の主務省令で定める作成は、自賠法第七条第三項（同法第九条の四の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく証明書の作成とする。	**第五条**　法第四条第一項の主務省令で定める作成は、自賠法第七条第三項（同法第九条の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく証明書の作成とする。
（法第六条第一項の主務省令で定める交付等）	（法第六条第一項の主務省令で定める交付等）
第十条　法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、次に掲げる交付等とする。	**第十条**　法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、自賠法第七条第一項及び第四項（これらの規定を同法第九条の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく証明書の交付等とする。
一　自賠法第七条第一項及び第四項（これらの規定を同法第九条の四の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく証明書の交付等	
二　自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第三条第一項各号（同令第十二条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に定める書面及び同令第三条第二項各号（同令第十二条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に定める書類の交付等（保険法（平成二十年法律第五十六号）第二条第二号に規定する保険者が被害者に代位して自賠法第十六条第一項の損害賠償額の支払の請求を行う場合において、自賠法第六条第一項に規定する保険会社又は同条第二項に規定する組合に交付等するものに限る。）	

附　則

この省令は、令和七年十二月一日から施行する。

法規的告示

○公正取引委員会告示第一号

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十一号）の施行に伴い、特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法（平成十六年公正取引委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年十一月十四日

公正取引委員会委員長　茶谷　栄治

備考第一項中「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に改める。

附　則

この告示は、令和八年一月一日から施行する。

その他告示

○外務省告示第四百三十四号

令和七年十月二十二日にクアラルンプールで、マレーシア政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する次の書簡の交換がマレーシア政府との間に行われた。

令和七年十一月十四日

外務大臣　茂木　敏充

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、日本国政府の代表者とマレーシア政府（以下「被供与国政府」という。）の代表者との間で、マレーシア（以下「被供与国」という。）の安全保障上の能力及び抑止力の向上を目的として行われる日本国の協力に関して最近行われた討議に言及するとともに、日本国政府に代わって次の了解を提案する光栄を有します。

1　日本国政府は、法の支配に基づく平和、安定及び安全の確保、人道目的の活動又は国際平和協力活動を目的とした被供与国政府による安全保障上の能力強化に係る計画（以下「計画」という。）の実施に寄与することを目的として、被供与国政府に対し、日本国の関係法令及び予算に従って、三十一億円（三、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の贈与（以下「贈与」という。）を行う。計画は、情報収集、警戒監視、偵察、輸送、法執行、人道的援助、災害救助若しくは国際平和協力のために、又は計画の範囲内において両政府が決定する他の適当な目的のために実施される。計画は、両政府の関係当局間で作成され、及び必要に応じ修正される文書で定める。

2　(1)　贈与及びその利子は、被供与国政府により、適正に、かつ、専ら計画の実施に必要な生産物又は役務であって両政府の関係当局間で相互に合意する表に掲げるもの（以下それぞれ「生産物」及び「役務」という。）を購入するため、及び計画の実施に必要な手数料を支払うために使用される。ただし、生産物は、調達適格国において生産されるものとし、役務は、調達適格国の国民によって提供されるものとする。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意により修正されることがある。

(3)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で別途の文書により合意される。

3 (1) 被供与国政府は、この了解の効力の生ずる日の後二箇月以内に日本国にある銀行に被供与国政府の名義で円普通預金勘定（以下「勘定」という。）を開設し、かつ、勘定を開設した日の後十四日以内に日本国政府に対し勘定を開設するための手続を完了した旨を書面により通告する。

(2) 勘定の目的は、4に規定する日本国政府が払い込む日本円を受領すること、生産物又は役務の購入に必要な支払を行うこと及び両政府の関係当局間で別途の文書により合意されることがあるその他の支払を行うことに限られる。

4 日本国政府は、3(1)に規定する書面による通告の受領の日から二千二十六年三月三十一日までの期間に、1に規定する金額を勘定に日本円で払い込むことにより贈与を実施する。当該期間は、日本国政府の関係当局の決定により延長することができる。

5 (1) 被供与国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a) 生産物又は役務の購入及び2(1)に規定する手数料の支払をいつでも行うことができるよう、両政府の関係当局間の相互の同意により延長されない限り、贈与が実施された日の後十二箇月以内に贈与及びその利子が勘定から完全に払い出されることを確保すること並びに計画の完了後に残額を日本国政府に払い戻すこと。

(b) 生産物又は役務の購入に関して被供与国において課される関税、内国税その他財政課徴金が免除されることを確保すること。

(c) 贈与及びその利子の使用に当たり、環境及び社会に妥当な考慮を払うこと。

(d) 贈与及びその利子が生産物若しくは役務の購入及び2(1)に規定する手数料の支払に完全に使用された場合又は日本国政府から要請があった場合には、勘定に関する取引について、日本国政府に対し、関連する取引についての契約書、証書類その他の文書の写しを添付の上、日本国政府が受け入れることができる形式の書面による報告を遅滞なく行うこと。

(e) 日本国と被供与国との間の多年にわたる友好関係の促進及び強化を考慮しつつ、生産物又は役務が、被供与国政府により、専ら計画の実施を目的とする活動のために適正かつ効果的に、並びに国際連合憲章の目的及び原則に適合する方法で、維持され、及び使用されることを確保すること。

(f) 日本国政府の書面による事前の同意を得ないで、生産物又は役務が被供与国政府以外の者に移転されないようにすること。

(g) (f)の規定を適用するほか、日本国政府の事前の同意を得ないで、生産物又は役務が両政府の関係当局間で決定される者以外の被供与国政府に属する者に移転されないようにすること。

(h) 計画の実施に必要な土地を確保し、及び用地の整地を行うこと。

(i) 計画の実施に必要な配電、給水、排水その他の付随的な諸施設を提供すること。

(j) 被供与国における生産物の速やかな積卸し、通関及び国内輸送を確保すること。

(k) 被供与国において計画の実施に従事する者の安全を確保すること。

(l) 生産物又は役務の供給に関連してその役務が必要とされる日本国又は第三国の自然人に対し、その作業の遂行のため被供与国への入国及び被供与国における滞在に必要な便宜を与えること。

(m) 計画の実施に必要な全ての経費（贈与及びその利子によって負担されるものを除く。）を負担すること。

(n) 計画の完了後、日本国政府に対して計画に関する最終報告書を提出すること。

(o) 生産物又は役務に関する秘密情報を適切に保護すること。

(2) 被供与国政府は、日本国政府に対し、贈与及びその利子並びに生産物又は役務に関する必要な情報を提供する。

(3) 被供与国政府は、生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることがあるいかなる制限を課することも差し控える。

(4) 被供与国政府は、日本国政府が行う生産物又は役務の状況（生産物又は役務が(1)(e)の規定に従って使用されているかどうかを含む。）を確認するためのモニタリング及び計画に関する情報の開示のために協力し、及び必要な措置（生産物又は役務に関する必要な情報の提供及び現場への立入りの許可を含む。）をとる。

6 この了解は、両政府の関係当局間の協議により合意される手続細目に従って実施される。

7 被供与国政府は、この了解に適合しない行為を禁止し、及び防止するために必要な措置をとるものとし、そのような行為が発見された場合には、適当な期間内に是正措置をとる。

8 両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることがあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び被供与国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年十月二十二日にクアラルンプールで

マレーシア駐在
日本国特命全権大使　四方敬之

マレーシア国防省副次官（政策担当）
モフド・ヤニ・ビン・ダウド閣下

（マレーシア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、マレーシア政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年十月二十二日にクアラルンプールで

マレーシア国防省副次官（政策担当）
モフド・ヤニ・ビン・ダウド

マレーシア駐在
日本国特命全権大使　四方敬之閣下

○農林水産省告示第千六百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高知県高岡郡四万十町道徳字口小畑山四八九の一、字小日浦山四八三の一、四八七の一、四八八の一、字大タキ山四七九の八、四七九の九

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高知県高岡郡四万十町大正中津川字東峯山六一六の一、六一六の二、六一六の五、六一六の六、六一六の九から六一六の一二まで、六一六の一五、六一六の一六、六一六の一八、六一七の一、六一七の二、六一七の四から六一七の一

二まで、六一七の一五、六一七の一六、六一七の三一、六一七の三二、六一七の三四から六一七の三九まで、六一七の四一、六一七の四三、六一七の四五から六一七の四八まで、六一七の五〇、六一七の五六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高知県高岡郡四万十町芳川字フルセ四二六の一、四二六の一四から四二六の二八まで、字ムクロウジ四二四の一から四二四の一九まで、四二四の二一、四二四の二五から四二四の二七まで、四二四の二九から四二四の三二まで、四二四の三四、四二四の三五、四二四の三九、字下谷山四二三の一、四二三の二、四二三の四、四二三の五、四二三の一一から四二三の一七まで、四二三の一九から四二三の二四まで、四二三の二七、字弓引ノ畝四二五の一から四二五の三まで、四二五の七から四二五の九まで、四二五の一一、字上長四一九の一から四一九の七まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高知県高岡郡四万十町相去字カキノキサコ六九四の一、六九四の五から六九四の九まで、字カクレサコ六九八の一、六九八の二、六九八の六から六九八の八まで、字カタキ山六九六の五、六九六の八から六九六の一二まで、六九六の一五、六九六の一六、字シダ尾谷山六五〇の一、六五〇の二、六五〇の五から六五〇の七まで、六五一の一、字セイモト山六九九の一、六九九の四から六九九の七まで、字ツルイノ谷六三四の一、六三四の三から六三四の七まで、六三四の九、六三四の一〇、六三四の一二、六三四の一六から六三四の二一まで、六三六、字ナシリ山六四八の一、六四八の三、六四九、字バショ山七〇五の一、七〇五の四、字モモノ畝七〇六の一、七〇六の四、七〇六の五、字ヤシキ山七〇二の一、七〇二の三から七〇二の六まで、字ユルタニ山六二八の一、六二八の四、六二八の六、六二八の一三から六二八の一五まで、六二八の一七、六二八の一八、六二八の二〇、六二八の二一、六二八の二三、六二八の二四、字奥屋敷山六四〇の一から六四〇の三まで、六四〇の五から六四〇の一五まで、六四一の一から六四一の四まで、字黒見山六三七の一、六三七の二、六三八、六三九の一から六三九の一二まで、字札場山六九〇の一、六九〇の二、六九〇の四、六九〇の六、六九〇の七、字小森山六二七の一、六二七の三から六二七の六まで、六二七の八から六二七の一三まで、字上札場山六九二の一、六九三、字大平山六九五の一、六九五の三から六九五の八まで、字大本谷山六八六の一、六八九の一、六八九の三から六八九の五まで、六八九の七から六八九の一〇まで、字中谷山六四七の一から六四七の四まで、字椿木山六九七の一から六九七の一二まで、字明畑山六四二の一、六四二の三、六四二の四、六四三の一、六四三の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高知県高岡郡四万十町打井川字ニッチ一六〇九の二から一六〇九の七まで、一六〇九の一一から一六〇九の三九まで、字市ノ又山六七一の一、六七一の二、一六一〇、一六一一の一から一六一一の三まで、一六一一の八、一六一一の一〇から一六一一の一七まで、一六一一の一九、一六一一の二四から一六一一の二六まで、一六一一の二八から一六一一の三一まで、一六一一の三三、一六一一の四九から一六一一の五一まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高知県高岡郡四万十町野々川字一本木四一三の七から四一三の一〇まで、四一三の一五から四一三の一八まで、四一三の二一、四一三の二三から四一三の二六まで、字奥堂谷四一〇の七から四一〇の一〇まで、四一〇の一三から四一〇の三三まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高知県高岡郡四万十町井崎字カケヂ一二八の一、字タキタロ一一三一、字ハチガモリ一一三二の一二、一一三三の三三から一一三二の四二まで、字ヒキヂ一二九、字ミイダバ一一二四の五、一一二四の一五から一一二四の二三まで、一一二五、字三ノ又口一一〇六の一、一一

○六の二、一一〇七の一から一一〇七の三まで、一一〇九の一、一一〇九の二、一一三四の一から一一三四の四まで、字中ゴヤ一一二三の七、一一二三の一三、一一二三の一九、一一二三の三〇から一一二三の三三まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成七年政令第九十八号）第十六条第一項第二号の規定に基づき、平成十年九月二十一日農林水産省告示第千四百九十五号（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令第十六条第一項第二号の規定に基づき農林水産大臣が指定する者を指定した件）の一部を次のように改正する。

令和七年十一月十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

「主たる事務所の所在地　東京都港区赤坂八丁目十番三十九号　赤坂ＫＳＡビル」を「主たる事務所の所在地　東京都千代田区内神田一丁目五番十三号」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○経済産業省告示第百六十五号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示（平成二十四年経済産業省告示第十四号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年十一月十四日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～三十五　（略）	一～三十五　（略）
三十六　電流緊急遮断器であって、次の要件を満たすもの イ　火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一五グラム以下であること。 ロ～ヘ　（略）	三十六　電流緊急遮断器であって、次の要件を満たすもの イ　火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一一五グラム以下であること。 ロ～ヘ　（略）
三十七～四十四　（略）	三十七～四十四　（略）
四十五　着衣型又はヘルメット型エアバッグガス発生器（圧力容器付きのものに限る。）であって、次の要件を満たすもの イ　火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・二八グラム以下であること。	（新設）

イ　圧力容器封板開放装置は、電気点火により、圧力容器の封板を開放する構造であること。

ロ　火薬を再度充塡することができず、再使用できない構造であること。

ハ　圧力容器封板開放装置の外殻は、防錆性を有する材質であること。

ニ　内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。

ホ　未使用のエアバッグガス発生器を回収する方法を、その表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示するとともに、当該エアバッグガス発生器に附属する取扱説明書に記載すること。ただし、エアバッグガス発生器を用いる着衣型又はヘルメット型エアバッグに表示し、及び当該エアバッグに附属する取扱説明書に記載する場合は、この限りではない。

附　則

この告示は、令和七年十一月十五日から施行する。

○国土交通省告示第千十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月十四日から三十日間国土交通省北陸地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十四日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　関越自動車道新潟線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
南魚沼市茗荷沢一〇七七番四から同市茗荷沢一一一番三二まで	前	最大 二〇二	八六
		最小 九四	
	後	最大 二三二	
		最小 九四	

○近畿地方整備局告示第百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十一月十四日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十八年近畿地方整備局告示第百五十七号阪神間都市計画道路事業三・四・八十一号尼崎宝塚線

三　事業施行期間　自平成二十八年十二月十三日至令和十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十一月十四日　近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　京都府

二　都市計画事業の種類及び名称　令和四年近畿地方整備局告示第八十八号宇治田原都市計画道路事業三・四・一号宇治田原中央線及び三・四・二号宇治田原山手線

三　事業施行期間　自令和四年六月十四日至令和十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　令和四年近畿地方整備局告示第八十八号の事業地のうち、宇治田原町大字岩山小字丸山を削り、宇治田原町大字岩山小字三百畷、小字塩谷、小字辻堂、小字大谷及び小字六ヶ谷並びに大字立川小字奥田、小字谷、小字民図原、小字大下、小字北垣内及び小字猪ノ谷地内において事業地を変更し、同事業地に宇治田原町大字岩山小字乗岩を加える。

使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第六十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十四日　四国地方整備局長　豊口　佳之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号及び三百二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
宇和島市津島町岩松甲二二二九番から同市高串字屋敷田一番耕地一〇二四番二まで	A	六・八〇～六・八〇	七七・七四メートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前B・C・D	一〇・一四～一七・九二	一七・九二キロメートル	
	後B・C・D	一〇・一四～一七・九二	二五四・〇〇	
	A	六・八〇～六・八〇	七七・七四	
	後B・C・D	一〇・一四～一七・九二	一七・九二四	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

○四国地方整備局告示第六十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十四日　四国地方整備局長　豊口　佳之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号及び三百二十号	宇和島市津島町岩松甲一四八九番一地先から同市津島町岩松甲一四七六番二まで	四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十七条第七項の規定により本整備局長において実施中の人吉市道の災害復旧工事は次のとおり完了するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

令和七年十一月十四日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の期日
中神大柿線	人吉市中神町字大柿字池ノ口から同市中神町字馬場字別府まで（天狗橋）	災害復旧	令和七年十一月十五日

国会事項

衆議院

質問書提出

十一月十二日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

中国の大使級総領事による我が国への脅迫とペルソナノングラータ通告に関する質問主意書（松原仁提出）

中国当局による学問の自由の侵害に関する質問主意書（松原仁提出）

アフリカ開発会議（ＴＩＣＡＤ）における「ホームタウン」認定に関するタンザニア及びナイジェリア政府等の公表内容に関する質問主意書（松原仁提出）

カウンターインテリジェンス推進のための再任用拡大に関する質問主意書（松原仁提出）

がん精密検査受診率向上に関する質問主意書（長友よしひろ提出）

身近な地域で子どもを産める環境を守るための分娩施設維持策に関する質問主意書（長友よしひろ提出）

歯科健診の義務化に関する質問主意書（長友よしひろ提出）

同性婚に関する違憲判決後の法務省の対応方針及び過去の民法違憲判決における検討・審議期間等に関する再質問主意書（尾辻かな子提出）

質問書転送

十一月十二日次の質問主意書を内閣に転送した。

旧統一教会の政治的関与に関する質問主意書

部落差別の実態に係る調査と今後の施策に関する質問主意書

原状回復費用を積み立てない太陽光発電事業者に関する質問主意書

パワーハラスメント及びセクシュアルハラスメントに係る慰謝料等の国際比較及び制度的課題に関する質問主意書

土壌医の位置付けに関する質問主意書

ＡＶ新法に必要な見直しの着手に関する質問主意書

クマ被害拡大に対する包括的対策及び共存に向けた制度設計に関する質問主意書

外国人による森林取得に関する制度運用及び監視体制に関する質問主意書

アフリカのマルミミゾウの象牙取引に関する質問主意書

持続可能な地域医療のための公立病院への経営支援に関する質問主意書

参議院

質問主意書提出

十一月十二日議員から次の質問主意書が提出された。

特定利用空港・港湾が軍事目標となる可能性に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第三六号）

存立危機事態及び重要影響事態における空港・港湾に係る大臣の指示に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第三七号）

特定利用空港・港湾に係る経費等に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第三八号）

東京二十三区の高額な火葬料金に関する質問主意書（山添拓提出）（第三九号）

質問主意書転送

十一月十二日次の質問主意書を内閣に転送した。

特定利用空港・港湾を「南西諸島を中心」に整備する理由に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第三〇号）

特定利用空港・港湾の利用及び整備状況に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第三一号）

有事における特定利用空港・港湾の利用に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第三二号）

「すぐに対応できる」物価高対策に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第三三号）

叙位・叙勲

○叙位

（名古屋大学名誉教授）　竹野　忠夫

従四位に叙する

（国土交通技官）　高橋　良正

正五位に叙する

阿多　義郎　江口　信義

榎　清　柳沢　賢司

従五位に叙する（各通）

青木　英雄　貝本　雄司

北島　昭

久野　敏　村上　雄一

正六位に叙する（各通）

伊藤　正通　勝又　良一
鈴木　眞　関　敏榮　小岩　良敬
高山　一夫　中元　孝　高野尾宏子
本多　政行　船橋　健藏
従六位に叙する（各通）
正七位に叙する
柿崎　規子　松田　剛　湯本　悟
従七位に叙する（各通）（以上十月六日）
（長野工業高等専門学校名誉教授）
二澤　久昭
従四位に叙する
石岡　博心　川邊　恭右　村上　孝二
従五位に叙する（各通）
香美　秀文　田邊　道人　永吉　亨
横山　健二　横山　忠市　渡邊　正文
正六位に叙する（各通）
秋山　博明　小松　元　坂口　勇
清水　利康　田中　雄二　角田　久
中島　和雄　長谷川　清　松下　利実
従六位に叙する（各通）
正七位に叙する
手島　次郎　蛯原　擴輝　佐藤　恒雄
従七位に叙する（以上十月七日）
（香川大学名誉教授）
正四位に叙する
（一等陸佐）
瀬戸口　淳　山脇　敏伸
正五位に叙する（各通）
有村　敏明　小杉　直　松永　壽刀
武山　光伸
従五位に叙する（各通）
井内　義親　尾川　佳己　丹羽　裕惠
正六位に叙する（各通）
亀井　澄夫　菊池　武熙　小池　信幸
後藤　源造　下坊　徹一　高橋　昌弘
丸山　廣士　室屋　修一　渡部　修治
従六位に叙する（各通）
市原　立美　津山　好玄
正七位に叙する（各通）
従七位に叙する（以上十月八日）
山田　正俊
（埼玉県議会議員）
淺井　明
従五位に叙する
（国土交通技官）
吉岡　竜美
正六位に叙する（以上十月九日）
津脇　尚志
従五位に叙する（十月十一日）

○叙勲

旭日双光章を授ける
三上　優一　衛藤　良憲
旭日小綬章を授ける
淺井　明
旭日単光章を授ける（以上十月八日）
（埼玉県議会議員）
中井　政喜　宮永　肇
旭日単光章を授ける（各通）（以上十月九日）
（名古屋大学名誉教授）
信義　江口　竹野　忠夫
瑞宝小綬章を授ける（各通）
青木　英雄　貝本　雄司
北島　昭　小岩　良敬
高橋　良正
（国土交通技官）
柳沢　賢司
瑞宝双光章を授ける（各通）
関　敏榮　湯本　悟
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月六日）
村上　孝二　横山　健二
瑞宝小綬章を授ける（各通）
坂口　勇　中島　和雄　松下　利実
瑞宝双光章を授ける（各通）
蛯原　擴輝　館岡　鉄夫　田中　雄二
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月七日）
（一等陸佐）
瀬戸口　淳　松永　壽刀
瑞宝小綬章を授ける（各通）
有村　敏明　尾川　佳己　小池　信幸
坂根功三郎　高橋　昌弘　丹羽　裕惠
山脇　敏伸
瑞宝双光章を授ける（各通）
瀬戸口正治　山田　正俊
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月八日）
（国土交通技官）
吉岡　竜美
瑞宝双光章を授ける（十月九日）

皇室事項

大綬章等勲章親授式

十一月十一日午前十時三十分、宮中において、大綬章等勲章親授式を行われ、尾辻秀久及び戸倉三郎に桐花大綬章を、尾池和夫及び武藤敏郎に瑞宝大綬章を、前田晃伸、蒲島郁夫、増子輝彦、竹中平藏、髙市拓及び深山卓也に旭日大綬章を、古谷一之に瑞宝大綬章を、ナーセル・アル・ムハンマド・アル・アフマド・アル・サバーハ、シャ・チョウテイ及びファン・ﾆｭゲル・ズビリに旭日大綬章を授与された。

官庁報告

官庁事項

四国地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十一月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十四日

四国地方整備局長　豊口　佳之

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　五十六号
(三) 占用を制限する区域　区域　備考
宇和島市津島町岩松甲一四八九番一地先から同市津島町岩松甲一四七六番二まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年十一月十四日
(七) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

秋田労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金（平成20年秋田労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月14日

秋田労働局長　山本　博之

第４号中「１時間1,011円」を「１時間1,091円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月25日から効力を生ずる。

新潟労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金（平成20年新潟労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月14日

新潟労働局長　福岡　洋志

第４号中「１時間1,015円」を「１時間1,053円」に改める。

石川労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金（平成20年石川労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月14日

石川労働局長　八木　健一

第２号中「打ちはく製造業」を「打ちはく業」に改める。

第４号中「１時間1,040円」を「１時間1,090円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月31日から効力を生ずる。

石川労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年石川労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月14日

石川労働局長　八木　健一

第４号中「１時間1,008円」を「１時間1,064円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月31日から効力を生ずる。

石川労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金（平成20年石川労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月14日

石川労働局長　八木　健一

第４号中「１時間1,040円」を「１時間1,090円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月31日から効力を生ずる。

岐阜労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年岐阜労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月14日

岐阜労働局長　原田　浩一

第４号中「１時間1,057円」を「１時間1,117円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月21日から効力を生ずる。

愛知労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月14日

愛知労働局長　小林　洋子

第４号中「１時間1,111円」を「１時間1,175円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月16日から効力を生ずる。

愛知労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月14日

愛知労働局長　小林　洋子

第４号中「１時間1,081円」を「１時間1,146円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月16日から効力を生ずる。

島根労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成24年島根労働局最低賃金公示第６号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月14日

島根労働局長　岩見　浩史

島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

1　適用する地域　島根県の区域

2　適用する使用者　前号の地域内で発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業又は電子部品・デバイス・電子回路製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3　適用する労働者　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

⑴　18歳未満又は65歳以上の者

⑵　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

⑶　次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃、片付け又は整理の業務

ロ　手作業による運搬の業務

ハ　部分品の組立て又は加工の業務のうち、手工具若しくは小型動力機による組線、取付け若しくはかしめの業務又は熱処理を伴わない、刃物若しくはへらによるはんだ付け部の修正及び掃除を行う軽易な業務

4　前号の労働者に係る最低賃金額　１時間1,058円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

国家試験

令和８年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験の試験場

公認会計士試験規則（平成16年内閣府令第18号）第１条の規定に基づき、令和７年12月14日に施行する令和８年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験の試験場を、次のとおり公告する。

令和７年11月14日

公認会計士・監査審査会会長　青木　雅明

（管轄財務局等）	（試　験　場）
関東財務局	①東京都世田谷区桜上水３丁目25番40号　日本大学文理学部 ②神奈川県横浜市港北区日吉４丁目１番１号　慶應義塾大学（日吉キャンパス）
近畿財務局	大阪府吹田市片山町２丁目５番１号　大和大学
北海道財務局	北海道札幌市白石区東札幌６条１丁目１番１号　札幌コンベンションセンター
東北財務局	宮城県仙台市青葉区花京院１丁目２番15号　ソララプラザ　ＴＫＰガーデンシティＰＲＥＭＩＵＭ仙台西口
東海財務局	愛知県名古屋市北区名城３丁目１番１号　愛知学院大学（名城公園キャンパス）
北陸財務局	石川県金沢市尾山町９番13号　金沢商工会議所
中国財務局	広島県広島市西区福島町２丁目１番１号　広島工業大学専門学校
四国財務局	香川県高松市幸町２番１号　香川大学（幸町南キャンパス）
九州財務局	熊本県熊本市東区渡鹿９丁目１番１号　東海大学（熊本キャンパス）
福岡財務支局	福岡県福岡市早良区西新６丁目２番92号　西南学院大学（中央キャンパス）
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号　那覇第２地方合同庁舎

諸事項

公告

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年11月14日

四国地方整備局長　豊口　佳之

１　処分をした年月日　令和７年10月２日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　四電エナジーサービス株式会社　仙波　　純　香川県高松市亀井町７－９国土交通大臣許可（般特－02）第15114号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取り消し（土木工事業、舗装工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年10月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の特別調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１０号
栃木県河内郡上三川町西汗1684番地20
清算株式会社　株式会社宇塚
代表清算人　蓬田　勝美
１　決定年月日　令和７年10月29日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和７年（ヒ）第２０２７号
東京都渋谷区神山町31番５―202号
清算株式会社　クイックエクスペリエンス株式会社
代表清算人　和田　千弘
１　決定年月日　令和７年10月28日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０８５号
東京都江東区三好２丁目15番９号
清算株式会社　株式会社長寿の森
代表清算人　伊藤　卓造
１　決定年月日　令和７年10月29日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０５１号
東京都千代田区神田神保町３丁目２番地
清算株式会社　株式会社ＴＥＨ整理会社
１　決定年月日　令和７年10月29日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２号
長野県飯田市鼎切石4376番地４
清算株式会社　株式会社アコーズ
代表清算人　佐々木邦雄
１　決定年月日　令和７年10月29日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
長野地方裁判所飯田支部

簡易再生

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画取消

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

令和七年十一月十四日
東京都港区港南二―一六―四品川グランドセントラルタワー一七階
（甲）株式会社南山堂
代表取締役　奥　益
東京都港区港南二―一六―四品川グランドセントラルタワー一七階
（乙）株式会社トレジャー
代表取締役　奥　益
大阪府阪南市鳥取六五七番地六
（丙）有限会社アオバファーマシー
取締役　奥　益

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月十七日
掲載頁　八十頁（号外第八十七号）
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年九月十七日
掲載頁　二頁
令和七年十一月十四日
横浜市中区長者町五丁目四八番地二トローチャンビル二階
（甲）シンメトリックス・ジャパン株式会社　代表取締役　岩元　一喜
東京都渋谷区代々木一丁目五八番七号ヴェラハイツ代々木四〇一号室
（乙）ピーディーエフ・ソリューションズ株式会社
代表取締役　キモン・マイケルズ

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和八年一月一日であり、両社の株主総会は令和七年十二月二十五日に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
尚、最終貸借対照表の開示状況は次の通りです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月二十三日
掲載頁　八十八頁（号外第九十一号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月二十三日
掲載頁　八十八頁（号外第九十一号）
令和七年十一月十四日
神奈川県鎌倉市雪ノ下三丁目一番三一号
（甲）メーカーズシャツ鎌倉株式会社
代表取締役　貞末奈名子
神奈川県鎌倉市雪ノ下三丁目一番三一号
（乙）鎌倉シャツホールディングス株式会社　代表取締役　貞末奈名子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十七日
掲載頁　一六九頁（号外第一三三号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
令和七年十一月十四日
横浜市鶴見区尻手三丁目二番四三号
（甲）株式会社エー・エス・エヌ
代表取締役　上野　渉
兵庫県洲本市桑間二八九番地の五
（乙）有限会社津田電気工作所
取締役　上野　渉

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議は経ず、乙の株主総会決議は令和七年十一月十日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十六日
掲載頁　一一一頁（号外第一三二号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十八日
掲載頁　六十七頁（号外第一三五号）

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十一月四日
掲載頁　九十五頁（号外第二四三号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十一月四日
掲載頁　九十四頁（号外第二四三号）
（丙）計算書類の公告義務はありません。
令和七年十一月十四日
石川県白山市徳丸町六七〇番地
（甲）株式会社トランステックス
代表取締役社長　森　茂
石川県小松市串町工業団地二九番地一
（乙）株式会社セリオ
代表取締役社長　川幡　佳彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和八年一月二十日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十一月三日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）（乙）共に左記のとおりです。
掲載　官報
掲載の日付　令和七年十月三日
掲載頁　一〇四頁（号外第二二二号）
令和七年十一月十四日
長野県飯田市松尾明七五八七番地二
（甲）株式会社ミヤウチ
代表取締役　宮内　淳
長野県伊那市西春近五四八七番地二
（乙）株式会社ミヤウチ
代表取締役　宮内　淳

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月三十日
掲載頁　一三二頁（号外第二一九号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月三十日
掲載頁　一三二頁（号外第二一九号）
令和七年十一月十四日
京都市下京区南不動堂町八〇五―一一〇八
（甲）ＤＭＣ株式会社
代表取締役　小㟢　達也
京都市伏見区桃山町三河六九番地の一五
（乙）株式会社ＤＩＴ
代表取締役　小西　大樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月十五日
掲載頁　一二七頁（号外第一八五号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月十四日
神戸市中央区御幸通三丁目一番三号
（甲）株式会社岡崎製作所
代表取締役　岡崎　一英
神戸市西区室谷一丁目二番地四
（乙）有限会社岡崎ローディングサービス
代表取締役　山下　沖広

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会決議を経ずに決定いたしました。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年三月七日
掲載頁　二七六頁（号外第四十六号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年三月七日
掲載頁　二七六頁（号外第四十六号）

令和七年十一月十四日
香川県丸亀市土器町東八丁目五三七番地一
（甲）シコク・フーズ商事株式会社
代表取締役　牧野　勝英
香川県丸亀市土器町東八丁目五三七番地一
（乙）シコク・フーズ保険サービス株式会社
代表取締役　牧野　勝英

合併公告

左記組合は合併して甲は乙から己までの組合の権利義務全部を承継して存続し、乙から己までの組合は解散することにいたしました。

この合併の概要は次のとおりです。

一、合併効力発生日　令和八年四月一日

二、合併承認決議　令和七年十一月七日開催の臨時総会

三、組合の名称　効力発生日をもって熊本県酪農業協同組合に変更します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、各組合の最終事業年度に係る貸借対照表は各組合の主たる事務所に備え置いております。

令和七年十一月十四日
熊本県熊本市東区戸島五丁目一〇番一五号
（甲）火の国酪農業協同組合
代表理事組合長　安武　英之
熊本県上益城郡嘉島町下仲間七七〇―二
（乙）熊本乳牛農業協同組合
代表理事組合長　坂本　保男
熊本県玉名市北牟田五九五―七四
（丙）玉名酪農業協同組合
代表理事組合長　大村　英治
熊本県山鹿市鹿本町御宇田二九〇番地
（丁）鹿本酪農農業協同組合
代表理事組合長　隈部　洋
熊本県阿蘇市一の宮町宮地四五一四番地
（戊）大阿蘇酪農業協同組合
代表理事組合長　山本　健二
熊本県阿蘇郡西原村鳥子六五九―三
（己）西阿蘇酪農業協同組合
代表理事組合長　山田　政晴

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のコンタクトレンズ小売事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年十一月十四日
東京都中野区中野四丁目一〇番二号
（甲）ＨＯＹＡアイケアリテイリング合同会社
代表社員　ＨＯＹＡ株式会社
職務執行者　竹中　彰
東京都新宿区西新宿六丁目一〇番一号
（乙）ＨＯＹＡ株式会社
代表執行役　池田英一郎

吸収分割公告

一．甲及び乙は、吸収分割して、甲は乙の東急ハーヴェストクラブ天城高原に係る会員制ホテル事業に関する権利義務を承継し、乙はこれを承継させることにいたしました。

二．乙及び丙は、吸収分割して、乙は丙の天城高原ゴルフコースに係るゴルフ場事業等を含む天城高原における各運営事業に関する権利義務を承継し、丙はこれを承継させることにいたしました。

これらの吸収分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.tokyu-land.co.jp/
（乙）https://kessan.info/41012033５.html
（丙）https://www.tokyu-rs.co.jp/

令和七年十一月十四日
東京都渋谷区道玄坂一丁目二一番一号
（甲）東急不動産株式会社
代表取締役　星野　浩明
静岡県伊東市池八九五番地四五九
（乙）伊豆観光開発株式会社
代表取締役　佐藤　文昭
東京都渋谷区道玄坂一丁目二一番一号
（丙）東急リゾーツ&ステイ株式会社
代表取締役　粟辻　稔泰

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、乙は甲が従事するインテリアシステム事業にかかる権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年五月十五日
掲載頁　八十六頁（号外第一〇七号）

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月十四日
横浜市保土ケ谷区神戸町一三四番地横浜ビジネスパークイーストタワー五階
（甲）フォルシア・ジャパン株式会社
代表取締役　太田　有哉
横浜市保土ケ谷区神戸町一三四番地横浜ビジネスパークイーストタワー五階
（乙）フォルシア・インテリアシステムズ・ジャパン株式会社
代表取締役　エスパーダ・カストロ・アレハンドロ

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の物販事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月十六日です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.nakae-web.net/sh/public_notice/
（乙）https://www.nakae-web.net/public_notice/

令和七年十一月十四日
和歌山県日高郡印南町大字宮ノ前三二七番地の五
（甲）株式会社ナカヱ酒販
代表取締役　中江　稔浩
和歌山県日高郡印南町大字印南二二八六番地の三
（乙）株式会社ナカヱ
代表取締役　中江　稔浩

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社グッドライフカンパニー（乙、福岡市博多区博多駅前二丁目一七番八号）の不動産投資マネジメント事業に関して有する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年十一月十四日
福岡市博多区博多駅前二丁目一七番八号
株式会社グッドライフカンパニー分割準備会社
代表取締役　髙村　隼人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、組織変更後の商号は株式会社大真とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十四日

北海道芦別市上芦別町七三番地一〇五

合同会社大真

代表社員　大塚　優希

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月十八日であり、組織変更後の商号は萬漁業株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和七年十一月十四日

岩手県釜石市箱崎町第十三地割四番地一九

萬漁業生産組合

理事　萬　文貴

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社スタイルオブクリエイトとします。

効力発生日は令和七年十二月二十三日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年十二月二十二日に予定しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十四日

宮城県仙台市青葉区花京院二―一―六一

オークツリー仙台二階

合同会社スタイルオブクリエイト

代表社員　近藤　正史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、組織変更後の商号は株式会社あぐりっとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十四日

宮城県角田市毛萱字舘下一一番地四

合同会社あぐりっとかくだ

代表社員　堀米　荘一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十四日

東京都世田谷区深沢三丁目二三番五号

板東資産管理合同会社

代表社員　板東　敬治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十四日

東京都港区虎ノ門一丁目一七番一号

ＴＥＮＳＯＲＶＥＲＳＥ合同会社

代表社員　鈴木裕太郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は株式会社ＳＦＩＤＡとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十四日

東京都足立区保木間五丁目一三番五号ヴェルデ二〇三

諏訪山企画合同会社

代表社員　諏訪山智也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十四日

東京都葛飾区東新小岩八丁目一七番一五号

合資会社里見硝子工業所

代表社員　里見　嘉彦

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月十四日

神奈川県伊勢原市伊勢原二丁目六番三三号

有限会社イシカワ

代表取締役　石川　康

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十四日

横浜市磯子区森四丁目一番八―四〇六号

合同会社ロカベジ

代表社員　杉浦　由規

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十四日

石川県輪島市河井町二〇部一番地四〇

合同会社Ｃ３

代表社員　酒井涼太郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十四日

兵庫県西宮市門戸荘二―六門戸サニーホーム二〇一号室

トライモンド合同会社

代表社員　増田　郁子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社グローバルアップとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十四日

福岡県福岡市城南区別府一―一五―二二―三〇六　合同会社西日本サンラインプラス

代表社員　折口　良伸

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十四日

熊本市南区馬渡一丁目一一番一〇号

合資会社ライズ平成

代表社員　林田　博

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十四日

大分市尼が瀬三丁目二番三八号

ＰＪＣ　ＪＡＰＡＮ合同会社

代表社員　杉山　雄哉

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九千九百五十六万二千五百円減少し、その減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月十四日

仙台市青葉区一番町二丁目七番一七号朝日生命仙台一番町ビル

サイバーコム株式会社

代表取締役社長　新井　世東

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月二十三日であり、株主総会の決議は令和七年十二月二日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月十四日

茨城県猿島郡五霞町ごかみらい一番一

Ｊ・ＣＯＰＡＣＫ株式会社

代表取締役　倉田　一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千七百六十四万六千円（全額を資本準備金に組入れるものとする）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://ugo.plus/

令和７年１１月１４日

東京都千代田区東神田一丁目七番八号

ｕｇｏ株式会社

代表取締役　松井　健

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二六六三万九八〇〇円減少することにいたしました。ただし、募集株式の発行により令和七年十二月二十三日までに資本金の額が増額した場合は、当該募集株式の発行により増額した資本金の額も同額分減少することにより、最終的な資本金の額を一億円といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載日　令和七年四月二十一日

掲載頁　五十七頁（号外第八十九号）

令和７年１１月１４日

東京都千代田区二番町九番地三

ａｉｗｅｌｌ株式会社

代表取締役　馬渕　浩幸

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億二千八百八十万円減少し、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十五日

掲載頁　三十七頁（号外第八十五号）

令和７年１１月１４日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号

大手町ビルＦＩＮＯＬＡＢ

Ｓａｓｕｋｅ　Ｆｉｎａｎｃｉａｌ　Ｌａｂ株式会社

代表取締役　松井　清隆

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月三十一日であり、株主総会の決議は、令和七年一月十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.bbhd.co.jp

令和７年１１月１４日

東京都渋谷区渋谷三丁目六番二号エクラート渋谷五Ｆ

株式会社ＢＢホールディングス

代表取締役　矢田　隆伸

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千二百十九万五千五百二十五円減少し、その全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年八月二十九日

掲載頁　一一五頁（号外第一九六号）

令和７年１１月１４日

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号恵比寿ガーデンプレイスタワー二六階

ジェネシスヘルスケア株式会社

代表取締役　ミシェル・モメジャ

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十五億八千五万円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp

令和７年１１月１４日

東京都港区港南一丁目二番七〇号品川シーズンテラス

ＡＲＴＳ－３株式会社

代表取締役　水谷　光太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一万円減少し、その減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月二十九日

掲載頁　三十一頁

令和７年１１月１４日

横浜市中区桜木町一丁目一番地

富士ソフト株式会社

代表取締役　室岡　光浩

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し、五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和７年１１月１４日

沖縄県島尻郡南風原町字喜屋武五三番地

有限会社丸信商会

代表取締役　野原　廣信

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十二月二十六日を効力発生日とする株式会社アーバックとの株式交換（以下「本株式交換」）により、資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この資本準備金の額の減少は、本株式交換に伴う株式の発行と同時に、本株式交換による資本準備金の増加額を減少するものであることから、資本準備金の額の減少の効力発生日後の資本準備金の額は、同日前の資本準備金の額を下回ることはありません。

そのため、この資本準備金の額の減少は、取締役により決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和７年１１月１４日

秋田県秋田市向浜一丁目八番三号

株式会社アーバックホールディングス

代表取締役　石田　充伸

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十二月二十六日を効力発生日とするシー・アンド・シー株式会社との株式交換（以下「本株式交換」）により、資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この資本準備金の額の減少は、本株式交換に伴う株式の発行と同時に、本株式交換による資本準備金の増加額を減少するものであることから、資本準備金の額の減少の効力発生日後の資本準備金の額は、同日前の資本準備金の額を下回ることはありません。

そのため、この資本準備金の額の減少は、取締役により決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和７年１１月１４日

秋田県鹿角郡小坂町荒谷字手紙沢五四番地五

シー・アンド・シーホールディングス株式会社

代表取締役　目時　博明

準備金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和七年十二月九日とする株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月七日

掲載頁　八十九頁（号外第二四六号）

令和７年１１月１４日

東京都台東区浅草六丁目七番九号

株式会社テイト

代表取締役　杉本　光崇

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十七億三千五百十六万八千円減少し五億円とすることに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十一月六日

掲載頁　五十八頁（号外第二四五号）

令和七年十一月十四日

愛知県春日井市中央台七丁目一番地一

株式会社ＣｈｒｏｎｏＳｏｕｒｃｅ

代表取締役　定村　幸**憙**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億一〇二万三四三四円、資本準備金の額を四億六五九七万四三〇〇円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　九十三頁（号外第七十二号）

令和七年十一月十四日

東京都港区東新橋二丁目一二番一号

株式会社ダイレクトクラウド

代表取締役　安　貞善

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円、資本準備金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十七日

掲載頁　七十五頁（号外第八十七号）

令和七年十一月十四日

東京都台東区蔵前一丁目三番二八号

株式会社休日ハック

代表取締役　田中　和貴

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金及び資本準備金の額をそれぞれ一億二千九百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月二十四日

掲載頁　六十九頁（号外第九十二号）

令和七年十一月十四日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

株式会社スピークバディ

代表取締役　立石　剛史

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、増資を条件として、資本金の額を十二億五千万円、資本準備金の額を十二億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月十四日

東京都港区虎ノ門五丁目三番二〇号

株式会社ＢＢキャピタル

代表取締役　堤　猶二

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十一億三千万五千円、資本準備金の額を五千円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

ただし、令和七年十二月二十五日までの日を払込期日又は払込期間の末日とする株式の発行があった場合には、当該株式発行により増加する資本金の額及び資本準備金の額と同額分を合わせて減少することとし、最終的な資本金の額及び資本準備金の額をそれぞれ一千万円、〇円とすることといたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://ir.gatestokyo.co.jp/

令和七年十一月十四日

東京都新宿区西新宿八丁目一七番一号

ＧＡＴＥＳ　ＧＲＯＵＰ株式会社

代表取締役　関野　雄志

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十二億四千五百三十九万七千五百四十五円、資本準備金の額を十二億四千五百三十九万七千五百四十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月二十八日

掲載頁　四十二頁（号外第九十五号）

令和七年十一月十四日

東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズ森ＪＰタワー一七階

ＥＱＴパートナーズジャパン株式会社

代表取締役　プリディーク・シェーン・リー

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十二億八千二百八十七万二百三十円、資本準備金の額を二十九億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年四月二十五日

掲載頁　十六頁

令和七年十一月十四日

京都市上京区御所八幡町一一〇―一六かわもとビル五階　株式会社Ｈｅｌｐｆｅｅｌ

代表取締役　永田　周一

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十二月一日を基準日と定め、同日六時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年十一月十四日

東京都千代田区二番町五番地一

株式会社グロービス

代表取締役　堀　義人

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十一月三十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

令和七年十一月十四日

東京都千代田区神田錦町二丁目九番地

ＡＧＣコーテック株式会社

代表取締役　森田　充

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

なお、株式分割の効力発生日は令和七年十二月一日とします。

令和七年十一月十四日

東京都中央区八丁堀一丁目一〇番七号

ＣＬＩＮＫＳ株式会社

代表取締役　河原　浩介

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十日を基準日と定め、同日最終時現在の株主名簿上の株主をもって、令和八年一月二十七日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年十一月十四日

東京都新宿区西新宿一丁目二十五番一号

新宿センタービル

ジャパンローヤルゼリー株式会社

代表取締役　日髙　景介

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、令和七年十二月二十四日開催予定の定時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年十一月十四日

東京都千代田区神田錦町二丁目九番地

ＡＧＣコーテック株式会社

代表取締役　森田　充

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

なお、株式分割の効力発生日は令和七年十二月一日とします。

令和七年十一月十四日

東京都中央区八丁堀一丁目一〇番七号

ＣＬＩＮＫＳ株式会社

代表取締役　河原　浩介

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十日を基準日と定め、同日最終時現在の株主名簿上の株主をもって、令和八年一月二十七日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年十一月十四日

東京都新宿区西新宿一丁目二十五番一号

新宿センタービル

ジャパンローヤルゼリー株式会社

代表取締役　日髙　景介

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、令和七年十二月二十四日開催予定の定時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年十一月十四日

東京都港区虎ノ門五丁目一番五号メトロシティ神谷町　ＡＩデータ株式会社

代表取締役　佐々木隆仁

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十日を基準日と定め、同日十三時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年十一月十四日

静岡県熱海市昭和町九番一〇号

ワタナベ食品株式会社

代表取締役　渡邉　昇

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十四日

東京都北区岸町一丁目一番九号

株式会社コモン企画

代表取締役　林　康治

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十四日

神奈川県相模原市中央区中央六丁目一二番二〇号

アイテック株式会社

代表取締役　齊藤　辰男

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十四日

新潟県十日町市本町六の一丁目七一番地二

株式会社エフエムとおかまち

代表取締役　村山　政文

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十四日

熊本市北区龍田七丁目一番七二号

株式会社お風呂のシンドー

代表取締役　新道　欣也

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十四日

沖縄県浦添市勢理客四丁目一五番一二号

ＰＡＺＬＩＮＥ株式会社

代表取締役　西　正和

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるイ・ヨンスが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十四日

東京都港区三田一丁目四番二八号三田国際ビル一六階

ロッテケミカル株式会社

日本における代表者　イ・ヨンス

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月十四日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー一二階

A5JP Izu Hotel特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四千三百八十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.akasaka-tax.or.jp/koukoku/giraffe_investment_tmk

令和七年十一月十四日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内

ジラフインベストメント特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額を十四億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月七日

掲載頁　七十三頁（号外第二二四号）

令和七年十一月十四日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

ＮＹプロパティーズ特定目的会社

取締役　池田　卓也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十三億四千二百七十万円減少し、十七億九百二十二万千八百円とすることにいたしました。効力発生日は令和七年十二月十六日です。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp

令和七年十一月十四日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ナンキョク特定目的会社

取締役　北川　久芳

債権申出の公告（第二回）

当規約型確定給付企業年金は、令和七年九月三十日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

東京都中央区新川一丁目二八番地四四号Ｋ Ｔビル九階

株式会社久栄社

代表取締役社長　田畠　義之